

議案第71号

宝塚市立文化芸術センター条例の制定について

資料3 「法人その他の団体」の対象範囲について

宝塚市立文化芸術センター条例第19条第3項に規定する「法人その他の団体」とは、個人を対象としないという趣旨であり、その対象範囲としては、法律によって法人格が認められたものであって、例えば、営利社団法人や一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、学校法人、医療法人などが挙げられるほか、例えば、自治会やPTA、協議会、運営委員会などの法人格のない団体も含まれます。

また、複数の法人や法人格のない団体が共同で構成する共同企業体なども対象範囲に含まれます。